

# 堺部元行氏（元 USBB 理事）及び庄司貴之氏（堺部氏知人）に対する 訴訟の帰結

平成 28 年 2 月 3 日、NPO 法人 USBB - JAPAN は福岡地方裁判所小倉支部に対し、原告を NPO 法人 USBB - JAPAN、被告を堺部元行氏及び庄司貴之氏とする損害賠償請求訴訟を提訴致しました。

以下、訴状等を要約のうえ、双方の主張の内容と訴訟の帰結をご報告致します。

## 1 原告（NPO 法人 USBB - JAPAN）の主張

### （1）被告堺部の不法行為

- ① 被告堺部は、平成 26 年 1 月 24 日に原告主催で開催される「USBB - JAPAN CONTEST2014 東京大会（以下、単に「東京大会」という。）」の管理運営・会計等を担当していた。
- ② 東京大会終了後、被告堺部は東京大会売り上げの収入として、平成 26 年 1 月 28 日付「2014 USBB - JAPAN コンテスト支出入金分」と記載された書面及び同日付「2014USBB - JAPAN」支出分と記載された書面を原告に提出した。これらの書面によると、東京大会の収入は合計 324 万 8886 円、支出合計 345 万 8807 円と記載されており、何れの書面にも「記載責任者 堺部元行」、「監査責任者 庄司貴之」と記載されていた。
- ③ しかしながら、これらの書面には、収入においても原告が承知していない DVD 等の物品販売等が記載され詳細が不明であった。  
また、支出においても東京大会とは無関係ないし無意味な支出が多数記載されていた。特に、プロゲストについては、被告堺部は原告の承認なくプロゲストを招集したうえ、当該プロゲストが名古屋、大阪及び広島で行った私的な有料セミナーの交通費等を東京大会の費用として計上していた。
- ④ そのため、被告堺部及び被告庄司は、共謀のうえ、原告に対し、収益分から正当な経費を控除した残額を不法に領得している。

### （2）被告庄司の商標登録

原告は、被告庄司を被告堺部から紹介された。被告堺部の紹介によれば、被告庄司は凄腕の税理士とのことであった。しかしながら、被告庄司は、平成 26 年 8 月 21 日、原告が「USBB - JAPAN」を商標登録していないことを奇貨として、剽窃的に「USBB - JAPAN」との文言の商標登録を行ったものである。そのため、平成 26 年 12 月 15 日、原告は、被告庄司に対し、同商標登録を取り下げるよう通知したが、被告庄司はこれに応じなかった。

### （3）被告堺部に対する弁明の機会の付与

また、原告は、平成 26 年 12 月 21 日、原告の総会を開催し、原告理事である被告堺部

に対し、東京大会の収支報告に関する弁明の機会を与えたが、被告堺部は総会出席に応じなかった。

#### (4) 小括

このように、被告堺部らは、無断で「USB B - JAPAN」の商標登録を行い、かつ、東京大会の収入を粉飾し、その収益等を不当に着服した人物である。そこで、原告は、速やかに被告堺部の除名処分を行い、かつ、関係者に対し同事実の周知を行った。しかしながら、あろうことか、被告堺部は平成 27 年 1 月 14 日付内容証明郵便において、原告に対し、除名処分等に対する謝罪等々を要求した。

そこで、原告は被告堺部らに責任を取らせるべく、提訴に及んだ次第である。

## 2 被告ら（堺部元行氏及び庄司貴之氏）の主張

### (1) 収益について

物品販売のために原告理事会の決議は不要である。

DVDについては、被告堺部がアイデアを出し撮影にも協力はしていたが、事業主体は白石健吾氏（堺部知人）なのであって、被告堺部に利益は帰属していない。また、Tシャツ及びトートバックについては、東京大会にてグッズとして販売、あるいは特典として提供したものである。

### (2) 支出について

いずれの支出も東京大会で使用し、かつ、不可欠な費用である。

プロゲスト招集は原告の了承を得て行ったものである。また、当該プロゲストが各地で私的なセミナーを行っていたことは認めるが、同時に東京大会のスポンサーに対する挨拶回りを行っていることから、交通費等は東京大会の費用である。

## 3 訴訟の結果について

上記の点について、領収書等の証拠資料等を提出のうえ、訴訟を迫行してまいりましたが、裁判所の意向のもと、平成 29 年 1 月 13 日、当法人は、堺部氏らより 50 万円の金銭の支払いを受領しております。

かかる金額は、当法人としては不服ではありましたが、堺部氏らに社会人としての責任を取らせるべく提訴したものであり金銭が目的ではないこと、裁判所より、当法人としても、堺部氏らに対する監督が十分に行き届いていなかったという側面もあるのではないかとのご指摘をうけたことから、今後を見据えた追加の立証も予定していたところですが、裁判所の意向に従うこととしました。

当法人としましては、ボディビルディング等の周知と発展を推進するために発足した、NPO法人 USB B - JAPAN において、不正経理等を理由とする訴訟に発展し、皆様にご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

これからもボディビルディング業界の発展の一助となれるよう邁進していく所存です。

以上